

- 記事 1 第5回車両部会を開催 (平成25年7月25日)
2 平成26年度予算に係る「地下鉄事業」に関する要望活動の実施(1)
3 平成25年度「エコレールラインプロジェクト推進会議」の開催
4 地下鉄における火災対策等に係る研修会を開催

1. 第5回車両部会を開催しました。

地下鉄施設等の保守・維持に関する研究会の第5回車両部会を、7月25日(木)13時より東京地下鉄(株)綾瀬車両管理所において8地下鉄事業者と鉄道総合技術研究所を委員として開催しました。

同部会では、部会のテーマである車両検査周期の延伸(新検査体系)への取り組みを開始した東京地下鉄(株)での経緯と試験計画について説明を受け、鉄道総研のアドバイスも交えながら熱心に議論しました。

東京地下鉄では、平成20年からプロジェクトチームを結成し、新検査体系導入による車両定期検査の効率化内容、安全性の検証、導入計画の策定について検討してきました。検討にあたり、①湿度が高く、粉塵量が多いなど地下鉄の特殊性を考慮する。②試験では延長時の評価はもとより、現状周期も評価する。③試験条件は最悪の条件を考慮する。を基本方針としました。周期延伸試験は25年度末に検査入場予定車両の周期を1年延長し、試験後に安全性を評価します。試験に於ける調査項目については、油脂類では、車軸軸受グリス、軸継手グリス、主電動機軸受グリス等、また、ゴム類では差圧弁、モノリンクの緩衝体等を想定していますが、その他の調査項目については、地下鉄の特殊性を踏まえて学識経験者、専門家等で構成する委員会で決定します。

なお、新検査体系への移行による効果は、各路線とも半年から1年の周期延伸が可能になることから、入場車両数が減少し、車両保守費の16%程度の減少が見込まれると試算しています。

「車両部会会議風景」



「綾瀬工場台車整備ライン」



2. 平成 26 年度予算に係る「地下鉄事業」に関する要望活動を実施しました。

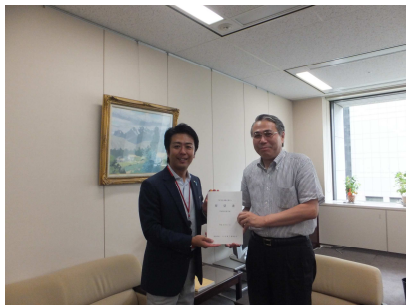
国の平成 26 年度予算に係る概算要求を控え、7 月 25 日、当協会として「平成 26 年度予算に係る『地下鉄事業』に関する要望」を、国土交通省、総務省、環境省に行いました。

国土交通省では、国土交通省鉄道局の瀧口敬二局長、堀内丈太郎都市鉄道政策課長に、高島宗一郎会長(福岡市長)及び当協会専務理事武林郁二が面談し、要望



①瀧口局長への要請

書を手渡し、「仙台市東西線の新設、福岡市七隈線の延伸」や「トンネルの老朽化対策工事の新規補助対象化」などの重点要望事項について要望しました。



②佐藤財政局長への要請

引き続き、総務省に赴き、会長及び専務理事が佐藤文俊財政局長、村中健一公営企業担当審議官、廣澤英治公営企業経営室長に面談し、要望書を手渡すとともに、特に「繰上償還制度の復活」や「特例債制度の拡充」など重点要望事項について要望しました。なお、両省の大臣など三役にも要望書を提出しました。

また、「エコレールラインプロジェクト事業」に関し、環境省総合環境政策局環境計画課の近藤智洋課長及び同課課長補佐 谷貝雄三課長補佐に面談し、要望書を手渡し、「エコレールラインプロジェクト事業」に係る予算確保について、要望しました。

当協会としましては、国の平成 26 年度予算に係る概算要求を控え、4月に開催しました「国交省、総務省との意見交換会」でのご要望を踏まえつつ、今回の要望活動をはじめ、今後与党に対し協会役員とともに、要望活動を行っていくこととしておりますので、要望事項実現のため、会員各位の更なるご支援ご協力をお願い申し上げます。

なお、要望書は、添付ファイルのとおりです。

3. 平成 25 年度「エコレールラインプロジェクト推進会議」が開催されました。

国土交通省は、平成 25 年 7 月 25 日(木)15 時から、「エコレールラインプロジェクト推進会議」を、同省(合同庁舎 3 号館特別会議室)において開催し、当協会からは、武林郁二専務理事が出席しました。

(写真は、同会議の様様)



この会議では、瀧口鉄道局長から補助金の獲得について督励があり、引き続き都市鉄道政策課高栗圭一室長から「エコレールラインプロジェクト事業」の補助制度の概要説明がありました。

また、鉄道事業におけるCO2削減に向けた先進事例として、東京地下鉄株式会社などから「車両の省エネ化に関する取り組み」等が紹介されました。

4. 「地下鉄における火災対策等に係る研修会」を開催しました。

当協会では、来る9月1日が「防災の日」であることに鑑み、去る7月26日(金)に協会会議室において、お客様の安全安心を確保するために「地下鉄における火災対策等に係る研修会」を開催しました。17事業者35名の参加があり、東京消防庁予防部予防課長はじめ5名が講演されました。

まず、予防課長の柏木修一氏から①地震を踏まえた火災対策について、②地下鉄火災への対応について、次に防火管理課長補佐長谷川清美氏から③帰宅困難者対策について、引き続き④鉄道ターミナル駅に係る防災安全対策の諸課題について、それぞれ実例を交えながら講演いただきました。

参加者からは、名古屋市交通局や北総鉄道(株)から「駅構内における火災を発生させない環境整備」等について疑問がなされるとともに、鉄道ターミナル駅に係る防災安全対策についても、名古屋市交通局から「乗客の避難誘導」等について疑問があり、長時間わたる非常に活発な研修会となりました。



① 火災対策等研修会の風景



② 帰宅困難者対策に聞き入る参加者

(注) 必要に応じ、社内へ転送、回覧などをお願いします。

配信先を変更又は追加した方がよい場合は、新しい配信先の職名、氏名及びメールアドレスをお知らせ下さい。

本短信について、ご意見をお寄せ下さい。

連絡先: mukaida@jmetro.or.jp

「地下鉄」事業に関する

要 望 書

(平成26年度予算)

平成 25 年 7 月

一般社団法人 日本地下鉄協会

一般社団法人 日本地下鉄協会

会長 (福岡市長) 高島 宗一郎

副会長 (東京地下鉄株式会社社長) 奥 義 光

副会長 (東京都交通局長) 中 村 靖

副会長 (東武鉄道株式会社社長) 根 津 嘉 澄

普通会員鉄道事業者

東京地下鉄(株)	阪神電気鉄道(株)
東京都	京浜急行電鉄(株)
名古屋市	近畿日本鉄道(株)
札幌市	京阪電気鉄道(株)
横浜市	名古屋鉄道(株)
神戸市	京王電鉄(株)
京都市	西武鉄道(株)
福岡市	山陽電気鉄道(株)
仙台市	北大阪急行電鉄(株)
東日本旅客鉄道(株)	神戸電鉄(株)
東京急行電鉄(株)	北総鉄道(株)
小田急電鉄(株)	埼玉高速鉄道(株)
阪急電鉄(株)	広島高速交通(株)
東武鉄道(株)	東葉高速鉄道(株)
京成電鉄(株)	大阪港トランスポートシステム

以上 30 事業者

要 望 書

地下鉄の建設・整備とその運営につきましては、日頃から格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

地下鉄は、大都市における基幹的交通手段として、安全で快適な輸送サービスを提供し、国民生活の利便性の向上と安全・安心を確保するとともに、併せて、道路混雑の緩和とCO2の排出削減にも資するものであります。

しかしながら、その整備には、巨額かつ長期の投資を必要とし、現下の経済情勢等を勘案すると、経営環境は、より一層厳しい状況となっております。

つきましては、地下鉄の一層の整備と地下鉄経営の健全化を推進するため、国の平成26年度予算等において、次の措置を実現されますよう特段のご高配をお願い申し上げます。

要 望 事 項 一 覧

- I. 地下高速鉄道に係る補助金の確保と財政措置の拡充
- II. ニュータウン鉄道に係る補助金の確保と財政措置
- III. 「エコレールラインプロジェクト事業」の補助金の確保と
財政措置の充実
- IV. 公営地下鉄事業の経営の安定及び経営基盤の強化のための
財政措置
- V. 交通事業への一般会計の負担金等に対する財政措置

I. 地下高速鉄道に係る補助金の確保と財政措置の拡充

(国土交通省、総務省)

1. 地下鉄を含む都市鉄道は、都市交通ネットワークの主軸であり、その着実な整備を図るため、予算の重点配分により、補助金の所要額を確保すること。

2. 地下高速鉄道整備事業費補助制度について、次の事項の実現を図ること。
 - (1) 次の鉄道施設の整備について、補助金の所要額を確保すること。
 - a 新線整備及び既設線の延伸
(仙台市東西線の新設整備、福岡市七隈線の延伸)
 - b 運行遅延の防止と混雑緩和のための駅の大規模改良
 - c ホームドア等の新設、増設
 - d 高齢者や障害者のためのエレベーター等の新設、増設
 - e トンネル、高架橋、駅等の耐震対策

(2) 次の事業について、新たに補助対象とするとともに、所要の財政措置を講ずること。

- a トンネル等について行う長寿命化を目的とした工事や塩害による劣化の機能回復工事
- b ホームドアの整備に伴い必要となる車両の改修、新造や内方線付き点状ブロックの設置
- c 耐用年数を迎える車両や保安装置の改修・更新
- d 安全・防災対策のために必要な車両や保安装置の改修・更新

(3) 現在国のみが実施している「補助対象事業費に 90%を乗じる」措置を撤廃し、地方公共団体と同額の補助とすること。

3. 安全かつ低コストで整備可能となるホームドア等の開発を促進すること。

Ⅱ ニュータウン鉄道に係る補助金の確保と財政措置

(国土交通省、総務省)

ニュータウン鉄道は、地下鉄と同様に都市交通ネットワークを担っており、その充実を図るため、補助率を「地下高速鉄道整備事業費補助制度」と同等にするとともに、次の事項の実現を図ること。

1. 地下高速鉄道整備事業費補助と同様に、エレベーター等のバリアフリー施設の整備も補助対象とすること。
2. ニュータウン鉄道事業者が実施する鉄道施設の長寿命化を目的とする改修工事等について、新たに補助対象とすること。

Ⅲ. 「エコレールラインプロジェクト事業」の補助金の確保と財政措置の充実

(環境省、国土交通省、総務省)

「エコレールラインプロジェクト事業」については、低炭素社会の実現に向けての重要な事業であり、地下高速鉄道事業に対し、所要の財政措置を講ずること。

IV. 公営地下鉄事業の経営の安定及び経営基盤の強化のための財政措置

(総務省)

1. 公的資金の高金利企業債の繰上償還

公的資金の補償金なし繰上償還の制度を再度、創設した上で、次の事項を講ずること。

- (1) 繰上償還の対象となる地下鉄事業の認定要件を緩和すること。
- (2) これまでの繰上償還制度における金利 5%以上の企業債の残債について、繰上償還の対象とすること。
- (3) 新たに金利 4~5%未満の企業債の残債についても、繰上償還の対象とすること。

2. 公営地下高速鉄道事業の特例債制度

- (1) 再特例債制度(平成 25~34 年度)及び続特例債制度(平成 15 年~24 年度)により発行の特例債に対する所要の財政措置を講ずること。また、発行団体の条件を緩和すること。
- (2) 再特例債制度により発行した特例債の利子に対する新たな財政措置を講ずること。

3. 企業債の発行償還条件

事業施設の実質耐用年数等を踏まえた償還期限の延長を図ること。

4. 資本費負担緩和債及び資本費平準化債

- (1) 発行限度額及び許可要件の緩和と、利払いに対する所要の財政措置を講ずること。
- (2) 資本費負担緩和債については、公的資金の借入れも可能になるよう措置すること。

V. 交通事業への一般会計の負担金等に対する財政措置

(総務省)

1. 交通事業への一般会計の負担金、補助金及び出資金について、地方交付税及びその他の交付金等による十分な財政措置を講ずること。
2. 特に、地下鉄事業における新線建設並びに既存施設の老朽化、耐震及びバリアフリー化等に係る大規模改良工事に対する出資金及び補助金について、従来と同様な制度を構築し、所要の財政措置を図ること。